

報告第14号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和5年9月11日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 件名及び契約名 | 令和3年第2回杉並区議会定例会において議案第47号により議決を得た「杉並区立富士見丘小学校移転改築及び併設1施設建設建築工事」                |
| 2 金額の変更   | 議決を得た契約金額 金2,860,000,000円<br>変更後の契約金額 金2,960,419,000円<br>契約金額の増額 金100,419,000円 |
| 3 変更理由    | 本工事契約後に都立高井戸公園内に設置した多目的広場に関して、設置許可者の東京都からの指示により施工内容の追加及び変更等を行うこととなったため。        |
| 4 専決処分年月日 | 令和5年6月20日  |